

－ 応急仮設住宅入居者への支援等について －

1 地域医療確保対策

県外医療支援チーム撤退後の地域医療の確保を支援するため、県医師会の JMAT 岩手のチームが山田町で6月13日から、大槌町で7月3日から活動しており、8月7日からは、陸前高田市に県医師会高田診療所を設置し活動している。

また、被災地において仮設診療所を整備するため、運営する医師等からの情報提供を受けながら、それぞれの施設に必要な仕様や機器等を調整し、順次購入手続き等を進めている。

〔 設置計画医科 19 か所、歯科 14 か所のうち、8月末で医科 14 か所、歯科 6 か所が診療を開始、10月までに概ね設置が完了する見通し。 〕

(被災地医療確保対策事業費・・・① 1,221,454 千円)

2 保健活動・口腔ケア活動

(1) 保健活動

ア 応急仮設住宅入居者等の健康支援が必要な者に対し、保健所、市町村等の保健師、栄養士が健康相談、保健指導及び栄養指導等を行う。

(被災地健康維持増進費・・・② 126,223 千円)

イ 民間事業者に委託し、応急仮設住宅群の集会所等を定期的に巡回し、保健師等が健康相談及び保健指導等を行う。

(被災地健康相談支援事業費・・・③ 57,193 千円)

(2) 口腔ケア活動

民間事業者に委託し、応急仮設住宅群の集会所等を定期的に巡回し、歯科医師等が、歯科健診、歯ブラシ等による口腔清掃指導、高齢者への口腔ケア指導等を行う。

(被災地口腔ケア推進事業費・・・④ 6,842 千円)

3 入居者生活支援

(1) 生活相談対応・見守り活動

ア 県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会が、応急仮設住宅集会所等に生活支援相談員を配置し、応急仮設住宅入居者等の総合的な生活相談に対応する体制を整備するとともに、要援護者の安否・見守り活動を行う生活支援相談員を配置するのに必要な経費を補助する。

(生活福祉資金貸付事業推進費補助・・・⑤ 1,928,530 千円)

(※うち生活支援相談員配置に係るもの 581,099 千円)

イ また、民生委員（児童委員）が、応急仮設住宅入居者等の住民の安否・見守り活動等を行う。

(民生（児童）委員活動費・・・⑥ 187,751 千円)

(2) 啓発活動

生活不安等を要因とする、子どもへの虐待や女性へのDVなどを防止するための啓発活動を行う。

(子ども・女性の安全確保対策・・・⑦ 既配の事務費により対応)

4 要援護者支援

(1) 高齢者支援

ア 地域包括支援機能が著しく低下した市町村において、巡回相談を実施するなど、被災地の地域包括支援センター業務を支援するとともに、市町村等への助言等を行う。

(被災地要援護高齢者支援事業費・・・⑧ 27,256 千円)

イ 応急仮設住宅等において要援護高齢者等が安心して日常生活を送ることができるよう、高齢者サポート拠点等を整備するとともに、運営の支援を行う。

(仮設介護・福祉サービス拠点づくり事業費・・・⑨ 1,836,000 千円)

(2) 障がい者支援

被災地での障がい者の多様な相談支援に対応するため、沿岸部4圏域の障がい者相談支援事業所の職員を増員し、障がい者の相談支援体制の充実を図る。

(被災地障がい者相談支援事業費・・・⑩ 36,316 千円)

5 こころのケア

(1) 被災により精神的な問題を抱えた住民を、適切な支援や治療につなげるため、相談診察拠点の設置、傾聴活動を行うサロンの設置・運営、被災者のこころの健康に関するスクリーニング、精神保健医療従事者等の人材養成、相談窓口周知等のための普及啓発を行う。

(被災地こころのケア活動支援事業費・・・⑪ 14,632 千円)

(2) 他県等から「こころのケアチーム」の支援を受けながら、継続して専門的な支援が必要な方に対し、相談等を実施する。

(被災地こころのケア対策事業費・・・⑫ 131,892 千円)

① 被災地医療確保対策事業の概要

(1) 事業目的

東日本大震災津波により、一次医療等を担う医療機関が被災し、住民が十分な医療を受けることができなくなっている状況を踏まえ、被災地において、仮設診療所を設置するほか、被災医療機関の施設修繕及び機材の再取得等、応急的な診療再開を支援しようとするもの。

(2) 事業内容

- ・ 医科・歯科の仮設診療所の設置
- ・ 歯科巡回診療車の整備
- ・ 被災医療施設の修繕
- ・ 医療機材の再取得

② 被災地健康増進維持事業の概要

(1) 事業目的

東日本大震災津波により、甚大な被害を受けた被災地住民の健康の維持増進を図るため、保健師、栄養士が保健指導、栄養指導等を実施する。

(2) 事業内容

- ア 保健師等による保健指導等
 - ・ 家庭訪問による健康相談、保健指導等
- イ 栄養士等による栄養指導等
 - ・ 応急仮設住宅入居者等を対象とした食生活、栄養相談等
 - ・ 食物アレルギー、糖尿病等個別の支援が必要な被災者への栄養相談等

③ 被災地健康相談支援事業の概要

(1) 事業目的

応急仮設住宅入居に伴う生活環境の変化等に応じたきめ細かな保健活動を実施するために、応急仮設住宅群の集会所等を定期的に巡回して、保健師、栄養士等が健康教室、保健指導等を実施する。

(2) 事業内容

- ア 健康教室（血圧測定、体重測定、健康に関する講義、健康運動など）
- イ 保健指導
- ウ リーフレット配付等による健康維持増進に関する普及啓発

④ 被災地口腔ケア推進事業の概要

(1) 事業目的

応急仮設住宅入居に伴う生活環境の変化等に応じたきめ細かな歯科保健活動を実施するために、応急仮設住宅群の集会所等を定期的に巡回して、歯科医師等が口腔ケア活動を実施する。

(2) 事業内容

- ア 歯科健診
- イ 歯ブラシ・歯間ブラシ等による口腔清掃指導
- ウ 幼児・児童に関する間食指導
- エ 高齢者に対する口腔ケア指導
- オ リーフレットの配付等による口腔ケアに関する普及啓発

⑤ 生活福祉資金貸付事業推進費補助事業の概要

(1) 事業目的

生活福祉資金貸付事業は、低所得者世帯、障がい者世帯及び高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談援助を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図るものである。

東日本大震災津波発生後、新たな貸付制度が新設されるなどしたため、その貸付原資及び貸付のための事務経費について、県社会福祉協議会に補助するというもの。

(2) 事業内容

ア 緊急小口資金の特例貸付

貸付内容	当座の生活費
貸付限度額	10万円以内 ※
償還期間	据置期間（1年以内） 経過後2年以内
連帯保証人	不要
貸付利子	無利子

※ 特に必要と認められる場合（以下のとおり）には、貸付限度額は20万円。

- (1) 世帯員の中に死亡者がいるとき
- (2) 世帯員に要介護者がいるとき
- (3) 世帯員が4人以上いるとき
- (4) 重傷者、妊産婦、学齢児童がいる世帯で、特に社会福祉協議会会長が認めるとき

イ 特例生活復興支援資金（新設）

	一時生活支援費	生活再建費	住宅補修費
貸付内容	生活の復興の際に必要な 当面の生活費	住居の移転費、家具 什器等の購入に必要な 費用	住宅補修等に必要 な費用
貸付限度額	（2人以上世帯） 月20万円以内 （単身世帯） 月15万円以内 貸付期間：6月以内【注】	80万円以内	250万円以内
償還期間	据置期間（最終貸付日から 2年以内）経過後20年以内	据置期間（貸付日（一時生活支援費とあ わせて貸付を受けている場合は、一時生 活支援費の最終貸付日）から2年以内） 経過後20年以内	
連帯保証人	原則必要（つけなくても可）		
貸付利子	連帯保証人あり：無利子、連帯保証人なし：年1.5%		

ウ 生活支援相談員の配置

生活福祉資金の貸付業務の増大、及び主に生活福祉資金に関する相談に対応するとともに、必要援護者の安否、見守り活動を行う生活支援相談員を配置する。

県社会福祉協議会 17名配置

市町村社会福祉協議会 101名配置（沿岸部11市町村社協に配置）

⑥ 民生（児童）委員活動費の概要

(1) 目的

地域福祉の推進の上で重要な役割を担っている民生委員・児童委員の活動の助長を図るため、活動の補助及び研修を行うもの。

(2) 内容

- ア 県・市町村民生委員児童委員協議会を通じて行う民生委員・児童委員の活動費の補助
- イ 民生委員・児童委員の地区割りの再編成を行い、地域福祉をより一層推進するための研修の実施

⑦ 子ども・女性の安全確保対策の概要

(1) 事業目的

東日本大震災津波により、不安定な生活環境におかれている子育て家庭について、子どもへの虐待や女性へのDV等を防止するため啓発活動等を行う。

(2) 事業内容

- ア 児童虐待防止及びDV防止のチラシを作成し、全戸配付
- イ 臨時災害FM局を通じた児童虐待防止に関する啓発活動
- ウ 関係機関・団体に対する通知による注意喚起

⑧ 被災地要援護高齢者支援事業の概要

(1) 事業目的

東日本大震災津波により、地域包括支援機能が著しく低下した市町村において、地域包括支援センターの業務支援、要援護高齢者の入浴等の介護支援等を行い、要援護高齢者のケア支援を行うもの。

(2) 事業内容

- ア 地域包括支援センターの業務支援
- イ 移動車両による巡回相談
- ウ 避難所等の要援護高齢者、要介護者のケアマネジメント並びに高齢者虐待防止及び認知症対策等に係る普及啓発
- エ 地域包括支援センター、介護サービス事業者及び介護支援専門員向けの研修会・情報交換会の開催
- オ 社会福祉士会等関係団体からの派遣専門職員の現地コーディネイト
- カ 福祉用具に関する相談、あつせん
- キ 県、市町村及び関係機関との連絡調整

⑨ 仮設介護・福祉サービス拠点づくり事業の概要

(1) 事業目的

応急仮設住宅等において、要介護高齢者、障がい者等支援を要する者が安心して日常生活を送ることができるよう、必要な介護サービス等の提供体制の整備について支援を行うもの。

(2) 事業内容

ア 高齢者等サポート拠点設置運営支援事業

応急仮設住宅等において、高齢者等に対し総合相談、デイサービス、訪問介護等の介護保険サービスなどを包括的に提供することや、住民同士が交流を深めることを目的とするサポート拠点を設置するとともに、そのサポート拠点の運営に必要な経費を補助するほか、円滑な運営のため運営者向けの研修を実施する。

イ グループホーム型仮設住宅整備運営支援事業

災害救助費により整備される、要援護高齢者、障がい者等支援を要する者が集団で居住することができるグループホーム型の応急仮設住宅の運営を支援するため、その運営に必要な経費を補助する。

⑩ 被災地障がい者相談支援事業の概要

(1) 事業目的

被災地での障がい者の多様な相談支援に対応するため、沿岸部の各圏域の障がい者相談支援事業所に、生活に関する相談対応業務などの業務を委託し、障がい者を支援しようとするもの。

(2) 事業内容

障がい者相談支援事業所に多様な相談業務に対応する人員を新たに配置し、障がい者に関する次のような相談支援を行うもの。

- ・ 被災による離職手続きや就職に関する相談支援
- ・ 応急仮設住宅への入居に関する相談支援
- ・ 今後の生活に関する相談 など

⑪ 被災地こころのケア活動支援事業の概要

(1) 事業目的

被災により精神的な問題を抱えた住民に対し、適切な支援や治療につなげることにより、自殺を予防するため、地域の実情に即した支援を行う。

(2) 事業内容

- ア こころのケアチームによる相談診察のための活動拠点の設置
- イ 傾聴ボランティアが傾聴活動を行うサロンの設置、運営
- ウ ハイリスク者を把握するためのこころの健康チェック（スクリーニング）の実施
- エ 精神科との医療連携を図るための精神科以外の医師を対象とした研修の実施
- オ 相談窓口周知のためのリーフレットの作成配布
- カ テレビコマーシャルによる緊急時の精神科受診に関する相談窓口の周知

⑫ 被災地こころのケア対策事業の概要

(1) 事業目的

これまで災害救助法が適用されていたため、災害救助費により他県等からの支援を得てこころのケア活動を行ってきたが、災害救助法適用期間後においても、こころのケア活動を中長期的に継続して行うもの。

(2) 事業内容

こころのケア活動の具体的な活動内容は次のとおり。

- ア 依頼のあった事例（継続事例も含む）への対応のアドバイス、同行訪問、面接、初期評価の実施
- イ 応急仮設住宅群における集会所や談話室での一般住民への普及啓発
- ウ 市町村保健師等支援者へのミニレクチャーや面接技術等のレベルアップ指導
- エ 震災こころの相談室における相談・診察